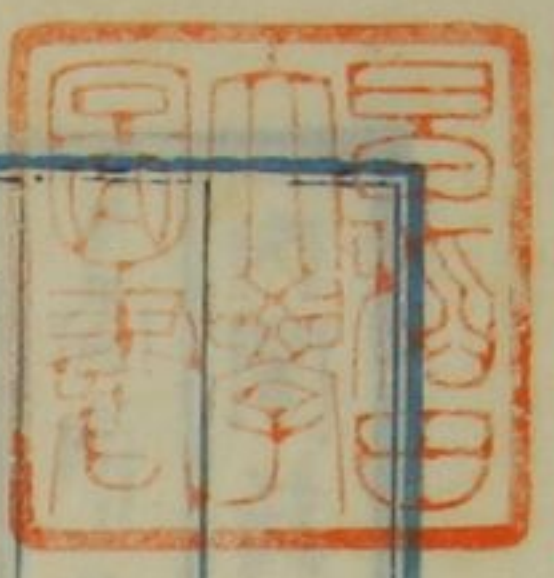


414
A 406



大正十一年四月
隈侯爵寄贈

石川縣鳳至郡掛比村平民農小間肅謹再拜書
 外務大臣伯高野大隈重信公等内閣諸公閣下上レル吾岩村石川縣知事ノ
 施行ハ縣下ノ民情ニ北日及シ縣政治ニ干テラサレテ以テ縣民ノ不幸小
 所ナラス故ニ石川縣會議員二十二名連署シテ書ヨリ來レテ
 内閣總理大臣及ヒ
 内務大臣ニエリ岩村縣知事ノ轉任ヲ請ヒ肅ラシテ上京事實ヲ陳
 述マシム肅上京以來
 内務大臣官等ノ間ニ奔走事矣ヲ詳
 陳セリ肅等ノ書ヨリ
 内閣總理大臣ニ上ルモノハ
 内閣諸公閣下ノ閱覽ヲ賜リ公正ノ評定ヲ下サレシコトヲ仰望ス
 ル所以ナリ肅等卑野ニ在リテ典章ニ暗シ景ミテ



内閣諸公閣下閱覽ヲ賜リ評定ヲ下サルヘキモノナルヤ否ヲ
知ラス如シ閱覽ヲ賜ラス評定ヲ下サレサル者ナラハ則チ聃等ノ
愚意ニ及スルモノナルヲ以テ威重ヲ冒シテ更ニ別冊

内閣總理大臣及ヒ

内務大臣ニ上ル書ノ下ラ閱覽ニ供シ評定ヲ請ヒ欲ス如斯縣
會議台ノ上書ノミヲ以テセハ縣會ノ軋轉ヨリ虚ヲ構ヘ諛ヲ行ノ疑
ルヲ恐レ同時ニ上ル所ノ石川縣羽咋郡鹿島郡鳳至郡ノ書ヲモ亦
添附シテ閱覽ニ供ス況ヤ獨リ今回ニ止ラスシテ近々來縣民相繼
シ上書健白シテ絶ヘサルニ至ル是レ縣下善ク岩村縣知事ノ施行
及スル知ルヘキナリ聃等縣民ノ不チ黙止スルニ忍ビス上書寫ニ逼
ラ添附シ書ヨラ

内閣諸公閣下ニ上ル伏テ願クハ

内閣諸公閣下肅カ越位ノ罪ヲ宥シテ閱覽ヲ賜リ衷情ノ
ヲル所ヲ明察シテ公正ノ評定ヲ下サレシコトヲ肅ク恐懼ニ再拜

明治二十二年五月二十七日

小間 聃



外務大臣伯爵大隈重信殿
海軍大臣伯爵西郷從道殿
農商務大臣伯爵井上馨殿
司法大臣伯爵山田顯義殿
陸軍大臣伯爵大山巖殿
文部大臣子爵榎本武揚殿
逓信大臣伯爵後藤象二郎殿

石川縣會館 上子守 内務大臣 天守ま
同ノモノヲ且ヨス

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄

石川縣風土記 諸國打田至孫之江等漢之再詳
内閣總理大臣伯耆黒田清隆公 閣下 吾石川縣々會
議 貴等郡在野々有志 明治十五六年以來 貴等之
派 分々 甲 貴等 可トモ 所ノモノニ 乙 派之ヲ 否ス 故ニ 明治
十五六年以來 吾石川縣内ニ 殆キ一モ 貴等 貴等 成ニ 成セシ
モノナシ 況ヤ 貴等 派シテ 所ノ 野民ノ 利害ヲ 顧ニス 甲
貴等 成ニ 成セシ 所ノモノニ 乙 派之レリ 破ラント 破スルニ 至ル 實
ニ 野民ノ 不喜シモ 亦ナラザルナリ 苟モ 地方官ハ 政令之 組織
ニ アラザルニ 時 貴等 流外ノ 地位ニ 阜ニシテ 地方人民ノ
福利ヲ 計ルヘキモノナリ 夫レ 吾石川縣外 新嘉ノ 某家 某果
敢ニシテ 地方官 其人ナリト 雖モ 貴等 流外ニ 立テ 其ノ 向テ

調停し其弊ヲ洗除セザルノハナラズ却テ甲ヲ抑ヘシヲ揚ク者無クハ以テ
其軋輟ラ固ナシルカ如キモノ枚舉テ自任アラズ然レモ憶想推測ニ
係ル所ノモノハ敢テ言ハズ其形跡アル所ノモノニ就キ之レヲ言
ハレ明治二十五年二月縣會中止、降ニ當テ山村知事底
薩スル所ノ當時縣令 藤長 神野 良ハ自覚、勢カキテ
了マレ他ノ勢力者某ヲ自覚ハ加盟セシメカガノ山村知
事、自覚ヲ庇護ス云々ヲ請フ、シニ其ハ答ルハ口述ニテ信シ能
シ其後、西ノ山ヲ筆記捺印セ思テスルヤ今ヲ以テセシ、別紙甲
筆記捺印シテ渡シヨ、然ルニ加盟ノ需ニ應ルセカシテ甲ヨリ筆
記而返シ、在對ニ當リ別紙乙筆記捺印シテ因テ甲
乙筆記ヲ書スルニ自由自覚ノ勢力ヲ減殺スル者ノ聲ヲ
擧テ格法スルヲ知事ト上申セリトアリ、實ニ知事ト計画セシモノ
何トナレト昨二月臨時縣會ニ當リ彼ノ党流漢一名ニ巡査
敷名ノ其復讐アリ又彼ノ議者旅宿ノ門前ニ巡査敷名ノ
薄衣衛門ハ知事ト計画スルニアラサレハ如斯ク巡査使用スル能
ハルベシ是レ知事ノ力ヲ用ヒテ特ニ我党流ヲ壓倒セリトスレ
ト是レ是レ若時知事、彼ノ党流ヲ底薩スル形跡アルノ一ナリ者
仰田石ノ知事記在自身上ニ付知事ト上申セシ、知事ノ於テハ計
画スルニ高論アリタリト、強ニ知事ハ公事トアラサレハ知事ト書
記官等ニ面會セシコトナリ、況ヤ好情ヲ後ニ親話ヲ交ヘシコトアラサレハ
知事ニ書記官ヲ更迭セシムル計画セシトスル事案アルハ是レ山村
縣知事ハ彼ノ党ヲ庇護スル形跡アルノニテ、縣令漢多ク
ニ付テ云々トアリ、縣令解者ノ是ハ以テ二月廿七日甲ヨリ筆記ハ是月

調停し其弊ヲ洗除セザルノハナラズ却テ甲ヲ抑ヘシヲ揚ク者無クハ以テ
其軋輟ラ固ナシルカ如キモノ枚舉テ自任アラズ然レモ憶想推測ニ
係ル所ノモノハ敢テ言ハズ其形跡アル所ノモノニ就キ之レヲ言
ハレ明治二十五年二月縣會中止、降ニ當テ山村知事底
薩スル所ノ當時縣令 藤長 神野 良ハ自覚、勢カキテ
了マレ他ノ勢力者某ヲ自覚ハ加盟セシメカガノ山村知
事、自覚ヲ庇護ス云々ヲ請フ、シニ其ハ答ルハ口述ニテ信シ能
シ其後、西ノ山ヲ筆記捺印セ思テスルヤ今ヲ以テセシ、別紙甲
筆記捺印シテ渡シヨ、然ルニ加盟ノ需ニ應ルセカシテ甲ヨリ筆
記而返シ、在對ニ當リ別紙乙筆記捺印シテ因テ甲
乙筆記ヲ書スルニ自由自覚ノ勢力ヲ減殺スル者ノ聲ヲ
擧テ格法スルヲ知事ト上申セリトアリ、實ニ知事ト計画セシモノ
何トナレト昨二月臨時縣會ニ當リ彼ノ党流漢一名ニ巡査
敷名ノ其復讐アリ又彼ノ議者旅宿ノ門前ニ巡査敷名ノ
薄衣衛門ハ知事ト計画スルニアラサレハ如斯ク巡査使用スル能
ハルベシ是レ知事ノ力ヲ用ヒテ特ニ我党流ヲ壓倒セリトスレ
ト是レ是レ若時知事、彼ノ党流ヲ底薩スル形跡アルノ一ナリ者
仰田石ノ知事記在自身上ニ付知事ト上申セシ、知事ノ於テハ計
画スルニ高論アリタリト、強ニ知事ハ公事トアラサレハ知事ト書
記官等ニ面會セシコトナリ、況ヤ好情ヲ後ニ親話ヲ交ヘシコトアラサレハ
知事ニ書記官ヲ更迭セシムル計画セシトスル事案アルハ是レ山村
縣知事ハ彼ノ党ヲ庇護スル形跡アルノニテ、縣令漢多ク
ニ付テ云々トアリ、縣令解者ノ是ハ以テ二月廿七日甲ヨリ筆記ハ是月

十箇年にして其時ニ於テ縣令解任ヲ命じ、理テ其ノ改換云々ノ事
アリ、若村知事ハ解任ニ至ルルノ旨趣ヲ以テ、内務大臣ノ指揮
ヲ得テ大ニ運動ヲ行シ、大國ヲ如スルノ計畫ヲナスヲ疑ヒテ、是レ若村
知事ハ、任ノ免ラレ、庶民ノ形跡アリニシテ、前際ノ如ク、ニシテ若
村知事ハ、一方ノ党流ヲ墮倒シ、一方ノ党流ヲ底シテ、形
跡ハ、照シキトシテ、檢テ可ラサルモノナリ、故ニ縣令ノ平穩ヲ致ス
能ハズ、諸般ノ事業、隆盛ヲ致ス能ハズ、縣政ノ沿革ヲ致ス能ハズ、
庶民ノ不幸モ亦大ナラスヤ、縣民モ亦不幸ニ見ル、アノ昨日、青
島守解任ノ議、衆議院ニ當テ、議多ク、今午六名中、若村知
事ハ、亦シテ、議多ク、神戶、長崎、神戶、波ノ党流、ノ當選
セシモノ、五名ノ小數ニ至ル、因テ縣民ノ得度、派中、若村
知事ハ、亦シテ、議多ク、所ニ背キ、是レ昨午、若村知事、相繼テ

若村知事、其ノ他ニ轉任セシメラレシコト、上書建白ニシテ、絶ヘサル所以ナリ、若村
知事ハ、心情如何ナルヘキカ、知事能ハズトシ、今日マテ、本情アリ、俄
然、彼等、絶ッ、絶ッ、即テ、縣民ノ幸、是レ、彼ノ、小數、党流ヲ、底シ、
セカレ、可カラザル、人情ノ免レ、可カラザルモノナリ、果シテ、知レドモ、得、
以テ、島民ト幸、是レ、島政ノ、沿革ヲ、致ス能ハズ、若村、隆盛ヲ、致ス能
ハズ、是レ、若村、知事、
閣下、狀情ヲ、仰、多シ、若村、知事、所、若村、知事、其ノ他ニ轉任
セシメ、党流外ニ、立テ、島民ノ、福利ヲ、計シ、
多クシ、
本、島、知事、
是レ、島民、
若村、知事、
地方、長官、

此地ハラス地一轉任ヤシラレシコヲ希望スル所以ナリ縣令議以テ我同
志者ニテ一々ナリシニ此ニ四名スルモノ以テ沙石ニ止リシモノ縣令閉居岩
地ニ移居セシト遠行セシト又他事情アリトヨリ四名名スル能ハレ
モ沙石者ノ運置ナレハ即チ知令議多ク好意見テテ橋書面
書之能ハレリ以テ小問書多クシテ上京事情ヲ陳述セシム
閣下公暇時卓前ニ召シ親シク清聴セラレテ事情ヲ問テ
シテ採納セラレ幸ニ至ラシ堪ヘス本文陳スル所ハ縣民ノ利
害ニ關スル所ニテ大ナル以テ然レ止スルニ忍ビス固シ甲乙
辨筆記寫ヲ海所シ咸ニ重クヨリシ及テ言ハス及ニ郎等恐
懼ニ再辨

石川縣西身向郡田代濱村
平民

明治二年四月九日

田谷 孫三郎

今郡徳成谷田村ノ部ニ在リ香地
平民

百 一 方 梅 治

今郡大町村ニ部ハ十七番地
平民

植 川 啓 太 郎

石川縣西身向郡田代濱村
平民

永 江 久 常

今郡中身向村
平民

橋 本 次 六

今郡七尾相生所
平民

西 尾 與 平

今郡西身向村
平民

卜 部 治 十 七

今縣羽咋郡堀松村夕部三平六五田地
三平六

國田武信

今郡羽咋町
平氏

松井八三郎

今縣石川郡大野村字善正寺一ノ五子善地
平氏

福田太三郎

今郡宮永新村
平氏

大谷市造

今郡木津村り部百三三五田地
平氏

村本尚三

今縣能美郡砂川村字舟場嶋
平氏

村田彌右衛門

今郡今井村也三平五田地

道場正孝

今郡金野村字全平八五田地

村田助松

今縣石川郡一ノ部字村一ノ百五五田地

上藤村理平

今縣能美郡江ノ嶋村字濱前桑
マ印三ノ百七五田地

新田甚左衛門

今郡蓮江寺字井邊代寺二印一五田地

竹内衛麻石

今縣石川郡中興村字徳右甲三五田地一ノ

藤垣吉四郎

令縣江沼郡大野寺町字宿馬正四丁番地
士政

梅田五月

令縣金澤市本多町字番地
士政

平野在直

令縣鳳凰郡楯比村十九番地
平民

小間 肅

内閣總理大臣伯耆黒田清隆殿
内務大臣伯耆松方正義殿
各通

甲号

縣會議員組織及事務の調査を將之に就きて

要旨 附寫

一 縣會議員の組織及び事務の調査を將之に就きて
 由來の調査より檢束せしむるに於て、
 一 調査の目的を明かにし、
 二 調査の方法を定むるに、
 三 調査の時期を定むるに、
 四 調査の人員を定むるに、
 五 調査の費用を定むるに、
 六 調査の結果を報告するに、
 七 調査の経過を報告するに、
 八 調査の結論を報告するに、
 九 調査の附屬事項を報告するに、
 十 調査のその他事項を報告するに、
 十一 調査のその他事項を報告するに、
 十二 調査のその他事項を報告するに、
 十三 調査のその他事項を報告するに、
 十四 調査のその他事項を報告するに、
 十五 調査のその他事項を報告するに、
 十六 調査のその他事項を報告するに、
 十七 調査のその他事項を報告するに、
 十八 調査のその他事項を報告するに、
 十九 調査のその他事項を報告するに、
 二十 調査のその他事項を報告するに、

スル事

[Faint, illegible handwritten text in vertical columns]

世々世々 十有 抄五ノ氏ト内談筆記云

一 嘗テ由由話ト是ノ候 福若名 一 伴ハ半々ニ断念
アル也 他ニ心付ノ人ニ 毎々 傍觀スルヨリ 殊方モ
毎々 尚再考ラセフ

一 先般 一見シタニ 上小生ノ 控印ヲヤシタ 別ハ生ヨリ
密件シ先要 領事記ハ 独リ 某氏ニ示ス迄ノ 要
ニシテ 其當時 某氏ニ 示ス 必用ナリ 不申ニ 属シタ人 合
七方アリタリ 唯々 返シ 示アリタシ

一 該書物 往時 仕掛 既シ 送アリ 今 既ヤ 名存ニ 追
送スル

一 因テ 将身 用ナキモノナレハ 念取ノ 掛ルニ 存ハスト 属モ 彼ノ事
下ニ 申ス 由由 認ノ 玉小生 名存ニ 存ス 由由ノ 際 由由 認

フコト思フ

一 地方官の原と筆に、之とてありて
一 唯今も立念せしむる故に、其の如く
一 筆に記す為該言、不達々物の中、
一 庄アリマシ

[Faint handwritten text in vertical columns, mostly illegible]

本書目同一、建白ヲ羽咋郡團至郡ヨリモ各區ニ口至ス

大正十一年四月

石川島麻島及二地ニ附村野村編三等謹テ再拜

内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆 乙 閣下 山形村石川島
知事 地方長官 其ノ人ナリトモ 明治十六年 赴任以
物産多ク改良 難多ク 教育モ多ク 進マス 縣政多ク 治平
ナラス之レ土地民情、適セ其ノ 勢多ク 所ナレカ 如斯陳シ
奉シ

閣下必ス曰ハレ石川縣ノ如キ 物産多ク 已ニ改良 難多ク 教
育已ニ進 歩シ 縣政已ニ 治平ナリト 謹ニ 啓テ 以テ之レヲ
宜クシ 治知ヲ 美テ 上シ 状況ヲ 陳述スルニ 方テ 實地ノ如
何ヲ 問フ 外 西ヲ 裝飾シテ
閣下ノ 聰明ヲ 啓テ 示シ せんモノ ナラシム 之レヲ 陳セン 物産ノ

改良弊害死すと云う知ルハ物産ノ輸出且ヒ代價收
入金ノ増減如何ニヨラサレ可カラズ夫レ我石川縣ノ物
産ニ於テ稻米甘藷系陶銅漆器織物食塩牛馬ヲ最
トス而シテ明治十六年以來一トシテ收入ノ増加セシモノナク却
テ多ク少クノ減低ヲ致スルニ至リテハ其ノ方々一或ハ十分一
ニ至リシモノアリ獨リ甘藷系ノ如キハ尙シリ増加ヲ見ルニ至リ
シモ世上ノ匯票ニ隨テ米田ハ旧來ノ十倍ニ至リ而シテ
糸ハ旧來ノ倍額ニ至リキレモ其ノ田ニ比較ヲ取リテ其
法ノ退歩ノシテ四割ノ力不足一ニ至リモノト謂モ敢テ証
言スルニテラサレハ是レ物産ノ改良弊害死セサルヲ証ス
ヘキナリ又教員ノ如キハ明治十七年ヨリ明治二十二年
マデノ向ニ此ノ如シニ衰頹ヲ極メシモノト謂フハ何トシハ

年已こりしきモ我石川縣ノ學務生徒ニシテ有甲乙若
ト古者幾人カアルモ是レ教員ノ隆盛ニ至ラザルヲ証スナリ
又縣治ノ如キハ明治十二年以來其ノ力ニ至リ小ニ原ノ
治めアルモ直ニ減ノ由原ハアラサレテ故ノ縣令ノ如キモ
原野ノ如キハ行セザレ可カラザルハ決然テ免レズ然レモ
如キハ中止解任ノ不承ニ至リ且ツ解散後ノ如キ
等ノ如キハ尙撥セシモノは山石村縣新築ノ如キ
是レテ決然テ決然トスモノ多ク存サレシモ地ラズ滋養ニ至リ
中野村如キ多クノ如キニ至リテ方針ヲ取ルモノニ至リ
ノ多クキニ至ルヲ以テ民心ノ岩村如キノ施政ノ解セス
テ縣政ノ沿革ニアラサレ証スベキナリ是レ昨今米山石村
如キ事ノ轉任ヲ建議上書ニテ相繼テ絶ハサレシ

所以ナリ果シテ如斯ハ將來ニ亦物言改良能ハ死
能ハス者直歩スル能ハス自政治平正能ハルハ火
ヲ照シテ見ルヨリモ明ナリ

閣下如シ猶前陳ノコトヲ疑ハルハアノ密任ヲ弛セテ視
察セウレ、事必ス明白ナルニ至ン前陳果シテ信ナクトハ
我石川縣民ノ不幸之シヨ、大正十ニ君而盡ス能ハセレヲ
以テ三々當手事ヲシテ上至テ情ヲ陳述セシム

閣下左右ニ召シテ清聴セラレ前陳果シテ違フ所
ナクシハ山形縣知事ヲシテ他へ轉任セシメ土地民情ニ
適スル所ノ人ヲシテ我石川縣知事ヲシテ之ヲ任セシ
ムニシテ堪フス威章ヲ曰フシテ敢テ言ハス謹ニ 事ヲ恐懼
再拜

石川縣知事 山形 西三郎 拜
平民 岩

明治三十二年四月廿

野村謙三

外十七名同拜

内閣總理大臣 伯耆 黒田 清隆 殿

Vertical columns of text within a blue border, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible.



内閣

五
三
五
五

外務大臣伯爵大隈重信殿

遞信大臣伯爵討後藤象二郎殿

上書

書留

御親展



謹封

石川縣鳳至郡掃比村平民農

小間 肅

明治二十二年五月二十八日